

認可地縁団体の申請不動産の登記移転等に係る異議申し出の方法

(1) 異議を述べる方法

「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」により市長に申し出てください。

[添付書類]

- ① 申請不動産の登記事項証明書
- ② 住民票の写し等
 - a 申請不動産の表題部所有権の登記名義人の場合
 - ・住民票の写し ・戸籍の附表の写し
 - b aの相続人の場合
 - ・戸籍謄抄本 ・住民票の写し ・戸籍の附表の写し
 - c 申請不動産の所有権を有することを疎明する者（a及びbではない者）の場合
 - ・所有権を有することを疎明するに足りる資料
 - ・住民票の写し ・戸籍の附表の写し
- ③ その他、伊賀市が必要と認める書類
異議の内容により市が追加書類を求める場合があります。

(2) 異議を述べることができる期間 三月を下らない期間（公告に記載の期間）

(3) 異議を述べることができる者が承諾すべき事項

異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため、異議を述べた旨及びその内容を、申請を行った認可地縁団体に通知することを承諾してください。

(4) その他

郵送でも受け付けます。公告期間の最終日消印有効です。以後の連絡のため電話番号を記載してください。

(5) 提出先

当該認可地縁団体が所在する支所に提出してください。

- | | | | |
|--------|-----------|-----------------|-----------------|
| ・上野支所 | 〒518-8501 | 伊賀市上野丸之内 500 番地 | 電話 0595-22-9633 |
| ・伊賀支所 | 〒519-1416 | 伊賀市新堂 313 番地の 1 | 電話 0595-45-9111 |
| ・島ヶ原支所 | 〒519-1711 | 伊賀市島ヶ原 4913 番地 | 電話 0595-59-2053 |
| ・阿山支所 | 〒519-1395 | 伊賀市馬場 1128 番地 | 電話 0595-43-1543 |
| ・大山田支所 | 〒519-1422 | 伊賀市平田 656 番地の 1 | 電話 0595-47-1150 |
| ・青山支所 | 〒518-8501 | 伊賀市阿保 151 番地 1 | 電話 0595-52-1112 |